

基礎研 レポート

夫婦控除の創設について ～家計の可処分所得への影響～

経済研究部 研究員 白波瀬 康雄
(03)3512-1838 sirahase@nli-research.co.jp

はじめに

既婚女性が就業調整を行う原因として指摘される配偶者控除の見直しは、政府が進める女性の活躍促進や働き方改革の一環として注目を集めてきた。政府税制調査会(以下、政府税調)は、2017 年度税制改革に向けて、配偶者控除の廃止と夫婦控除の創設の検討を進めてきたが、足元の報道によると、この案は次年度以降へ先送りとなり、代わりに配偶者控除の適用範囲拡大案が浮上している。

一旦見送りとなった配偶者控除の廃止については、政府税調が 2014 年 11 月に提示した配偶者控除見直しに関する 3 つの大きな方向性¹(図表1)を中心に、次年度以降、議論が再開するものと思われる。

(図表1) 配偶者控除見直しの方向性

方向性A	配偶者控除の廃止
方向性B	配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み(いわゆる移転的基礎控除)の導入
方向性C	配偶者控除に代えて、諸控除のあり方を全体として改革する中で、夫婦世帯に対し配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除の創設

本稿では、配偶者控除に関する問題点を取り上げ、方向性Cに掲げられた新たな夫婦控除の創設に伴う家計の可処分所得に与える影響を展望したい²。

¹ 政府税制調査会「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」

² 第一次レポートの方向性A・Bにおける家計の可処分所得に与える影響については、[基礎研レポート「配偶者控除の見直しについて～家計の可処分所得への影響～」](#)を参照。

1—配偶者控除・夫婦控除の概要

図表2の通り、現行制度では、配偶者の年間収入により「配偶者控除」と「配偶者特別控除」が認められている。配偶者特別控除には主たる生計者の所得制限がつくという特徴がある。

これに対し、夫婦控除は、配偶者の年収に関係なく夫婦であれば控除の対象者となる。また、夫婦控除については、所得控除方式と比べ、より低所得者への負担軽減につながる税額控除方式が検討されている。ただし、対象者がすべての夫婦世帯に拡がると税収が大幅に減少する恐れがあるため、年収800万円～1000万円程度の所得制限も合わせて検討されている。

(図表2) 配偶者控除・配偶者特別控除・夫婦控除の比較

	現行制度		新案
	配偶者控除	配偶者特別控除	夫婦控除
対象者とその要件	年間収入103万円以下の配偶者を有する者	年間収入103万～141万円未満の配偶者を有する者	夫婦である者
控除の仕方	所得控除	所得控除	税額控除
控除額	38万円(所得税) 33万円(住民税)	3～38万円(所得税) 3～33万円(住民税)	未定
所得制限	なし	年間所得1000万(主たる生計者)	年収800～1000万円

(注) 一般の控除対象配偶者(70歳未満)の場合。

2—配偶者控除に関する問題点

配偶者控除に関する問題点として、i) 就労調整となる年収の壁、ii) 低所得者の適用率が低いこと、iii) 一部の世帯に「二重の控除」が生じていることが指摘されている。それぞれについて、夫婦控除がどのように問題解決につながるのか見てみよう。

i) 就労調整に係る様々な年収の壁 ～「103万円の壁」と「130万円の壁」～

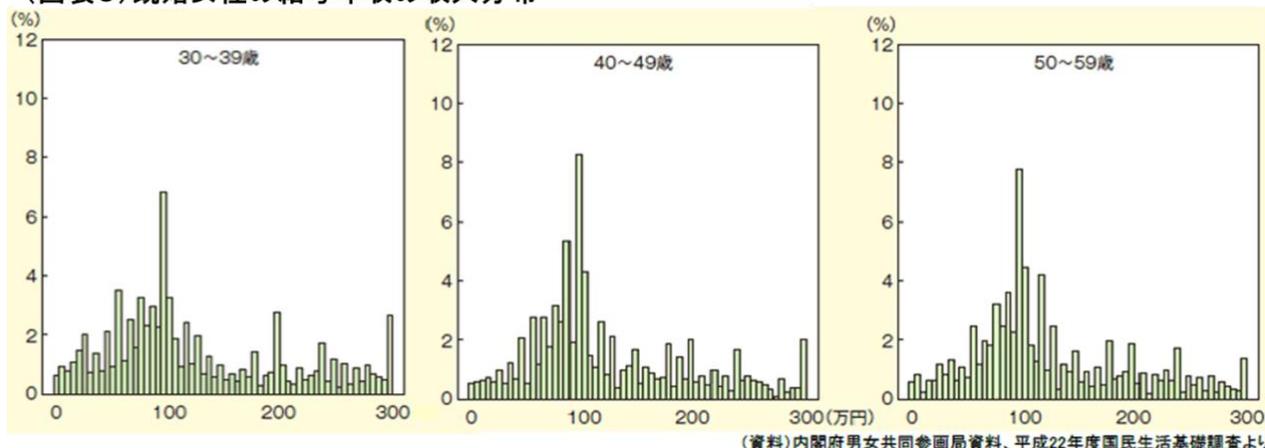
「103万円の壁」という言葉が世間一般に浸透したため、年収が103万円を超えると配偶者控除がなくなり損をすると誤解する人が多い。しかし、年収が103万円を超えても、141万円までは配偶者特別控除が適用される。ただ、100万円近辺で住民税、所得税が発生することや配偶者(特別)控除に関する誤解から、年収103万円は心理的な壁として意識されている。また、家族手当を支給する企業には、給付基準を配偶者年収103万円以下と定めるところが多い。人事院の調査³によると民間企業の69.1%が家族手当を支給し、その90.3%が配偶者手当を支給している。支給基準をみると68.8%の企業が配偶者の年収103万円、25.8%が同130万円と、配偶者控除の適用要件が基準となっている企業が多い。支給額も月額13,885円、年間16.7万円に上るため、企業福利厚生面の面でも年収103万円が就労調整の目安となっているものと考えられる。

実際に、既婚女性の収入分布をみると、100万円近辺に集中していることが分かる(図表3)。個々のライフスタイルに応じた働き方があるものの、夫婦控除の創設によって心理的な壁が解消され、企業の配偶者手当

³ 人事院「民間給与の実態(平成27年度職種別民間給与実態調査の結果)」

も見直しの機運が高まる可能性がある。

(図表3) 既婚女性の給与年収の収入分布



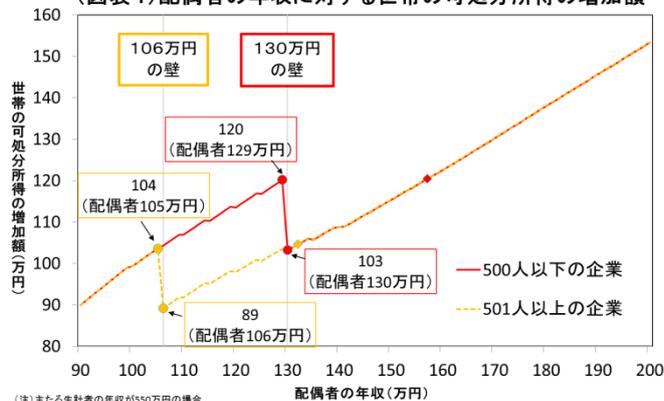
もう一方の社会保険料の壁、所謂「130 万円の壁」は、配偶者控除の「103 万円の壁」よりもはるかに高い壁として立ち上がる。

配偶者の年収が 130 万円を超えると、主たる生計者の扶養が外れ社会保険料(健康・介護保険料、厚生年金保険料)の支払いが生じるためである。このため、配偶者の年収が 129 万円から 1 万円多い 130 万になると、可処分所得が 17 万円程度減少する(図表7)。この 17 万円の減少を埋めるためには年収 157 万円程度まで働く必要がある。パート・アルバイトの時給を考えるとこの減少を埋める負担は大きく、103 万円の壁よりも社会保険料の 130 万円の壁の方が就労調整の影響は大きい⁴。

さらに本年 10 月からは、501 人以上の企業で働く配偶者は、106 万を超えると社会保険料の支払いが発生する「106 万の壁」が出現した⁵。これにより、配偶者の年収が 105 万円から 1 万円多い 106 万円になると、可処分所得が 15 万程度減少し、その減少を埋めるためには 131 万円程度まで働く必要がある。

最低賃金の引き上げや企業の人手不足感の高まりから、パート・アルバイトの賃金は年々増加している。既婚女性の年間給与収入は 100 万円近辺に集中しており、今後、この「106 万円の壁」が大きな壁として意識される可能性は高い。生産年齢人口が減少を続けるなか、女性の就業率は上昇している。個々のライフスタイルに応じた働き方があるものの、制度上の壁が労働参加を妨げ就労調整を促せば、経済成長の足かせになろう。税制を見直しても、社会保険料に絡む「106 万円の壁」や「130 万円の壁」は依然として存在し続けることから、税と社会保障の一層の調和が望まれるところである。

(図表4) 配偶者の年収に対する世帯の可処分所得の増加額



⁴ 配偶者自身の公的年金支給額の増加や傷病手当金といったセーフティネットを受けられるため、将来を含めた生涯の可処分所得は増えるケースもある。

⁵ 厳密な適用条件は、①所定労働時間が週 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③勤務期間 1 年以上見込み、④学生は適用除外、⑤被保険者である従業員 501 人以上の企業等

ii) 低所得者の低適用率

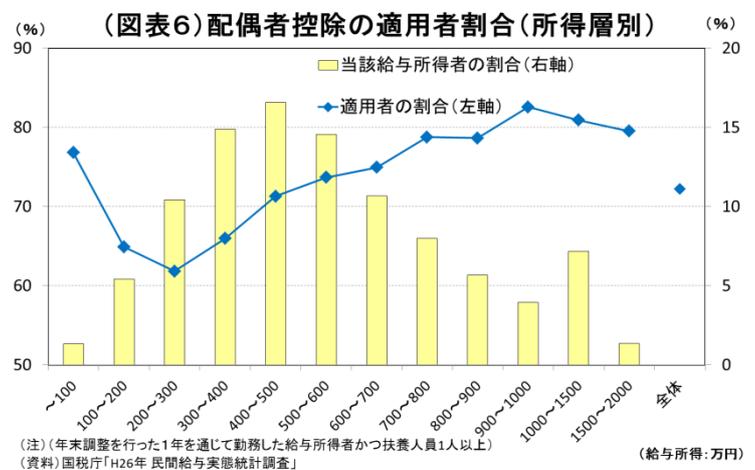
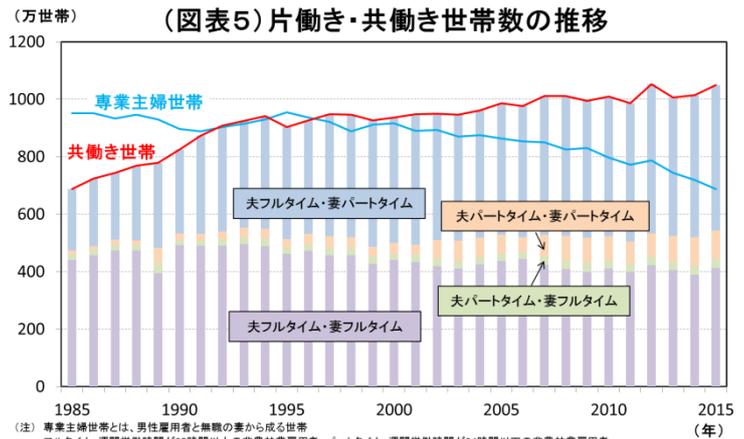
配偶者控除が創設された 1961 年の頃は、「夫婦と子ども 2 人。夫はフルタイム、妻は専業主婦」が標準世帯だった。しかし、1990 年代には、共働き世帯数が片働き世帯数と拮抗し、2000 年以降は遂にそれを上回り、その差は年々拡大している(図表3)。共働き世帯の形態も、80 年代はフルタイム同士の夫婦が多数を占めていたが、現在では、夫フルタイム・妻パートタイムが多数を占め、パートタイム同士の夫婦も緩やかだが増加している。パートタイムは、正社員と比べて賃金が低水準で、勤続年数に応じた賃金上昇も見込めない。こうした低所得者世帯が今後も増えた場合、世帯間の所得格差が拡大していく可能性もある。

扶養人員⁶が 1 人以上で配偶者控除を受けている人の割合は、約 72% に上る(図表 4)。しかし、この割合を給与所得の階層別にみると、全体の半数近くを占める給与所得 100~500 万円の層が平均よりも低く、同 100~300 万の層は特に低い。この背景には、配偶者控除、配偶者特別控除、各々の適用上限である年収 103 万円や年収 141 万円を超えてもなお配偶者が働き続けなければならない共働き低所得世帯が多いことが考えられる。その一方で、この割合は高所得になるほど高くなることから、配偶者控除は高所得層ほど恩恵を受けているといわれている。

これに対して、配偶者の所得に関係なく控除が認められる夫婦控除が創設された場合、今まで配偶者控除を受けられなかった上述の低所得世帯でも控除を受けられる余地が広がり、所得格差による税負担の不公平感是正にも一定の効果をもたらすことが期待できる。

iii) 「二重の控除」

所得控除のうち、基礎控除は全ての納税者に適用されるものであるが、収入がない、または少ない配偶者はこの控除を受けることができない。その代わりに、扶養している主たる生計者に配偶者控除を適用することで、税負担の公平性を保とうとしている。ところが、現行の税制では、配偶者の年収が 65 万円超 141 万円未



⁶ 扶養人員とは、所得税法の規定により配偶者控除、扶養控除の対象となった配偶者及び扶養親族の合計人員。扶養親族とは、次の4つの要件のすべてに当てはまる人。(1) 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。(2) 納税者と生計を一にしていること。(3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)(4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

満の場合、配偶者の基礎控除と主たる生計者の配偶者控除の「二重の控除」の恩恵を受けることができる。主たる生計者に配偶者控除のみが適用される年収 65 万未満の世帯や配偶者の基礎控除のみが適用される年収 141 万以上の世帯と比べて優遇されており、この点で税制の公平性が損なわれていると指摘されている。

(図表7) 世帯の所得控除(配偶者の年収別)

配偶者の年収		0～65万円未満	65～141万円未満	141万円～
控除		76万円	最大114万円	76万円
内訳	主たる生計者	76万円	76万円	38万円
	基礎控除	38万円	38万円	38万円
	配偶者控除	38万円	最大38万円	—
	配偶者特別控除	—	—	—
配偶者(基礎控除)		—	最大38万円	38万円

夫婦控除で配偶者の
年収の多寡にかかわ
らず控除適用へ

0-65万円層の控除不適用

二重の控除

夫婦控除の場合は、配偶者の年収の多寡にかかわらず控除が受けられるため、その導入によってより中立的な税制に近づくものと考えられる。

なお、配偶者の基礎控除が適用されない配偶者年収 0～65 万未満の世帯は控除適用額が少ないままになる⁷。「若い世代の結婚や子育て世帯に配慮する」という夫婦控除創設の観点に立てば、その他諸控除についても一層の見直しが望まれる。

3—夫婦控除創設による世帯の可処分所得への影響

配偶者控除を廃止し、夫婦控除を創設した際の、世帯の可処分所得に与える影響を試算する。最初に、試算の前提を示し、配偶者控除が廃止された場合、世帯にどれだけの負担増加が生じるか試算する。

i) 試算の前提

夫婦控除については、①控除の額、②所得制限の上限額、③所得制限の単位(世帯/個人の別)等、肝心な部分が決まっていない。これらをどう仮定するかによって、結果も大きく変わってくる。ここでは、以下の前提を用いる。

① 夫婦控除の控除額

夫婦控除の控除額設定については、①配偶者控除廃止に伴う世帯の負担増を補う控除額であること、②税制中立(低所得者は減税し、高所得者には増税することで、改革前後で全体の税収は変わらない)を保つものであること、の2点に留意する。

配偶者控除で用いられる所得控除方式の仕組み上、同控除の廃止に伴う負担増は、所得税率の高い

⁷ ちなみに、方向性Bの移転的基礎控除を導入すれば「二重の控除」は解消される。

高所得の方が低所得者よりも大きい。仮に、その高所得者の負担増分を、税額控除方式を用いる夫婦控除の控除額に据えれば、税制中立の維持は難しくなる。従って、ここでは、配偶者控除適用率が低いとされる主たる生計者の年収 200～400 万円世帯が負担を被らない水準を夫婦控除額として仮定する。(次項 3. ii 参照)

② 所得制限の上限額

配偶者控除で指摘される「低所得者層の適用率の低さ」の背景には、配偶者控除の比較的に低い上限(配偶者年収 103 万円、141 万円)があることを前項で述べた。夫婦控除の所得制限は年収 800～1000 万との報道が既にあり、水準的に見てもここではその平均である年収 900 万円と仮定する。

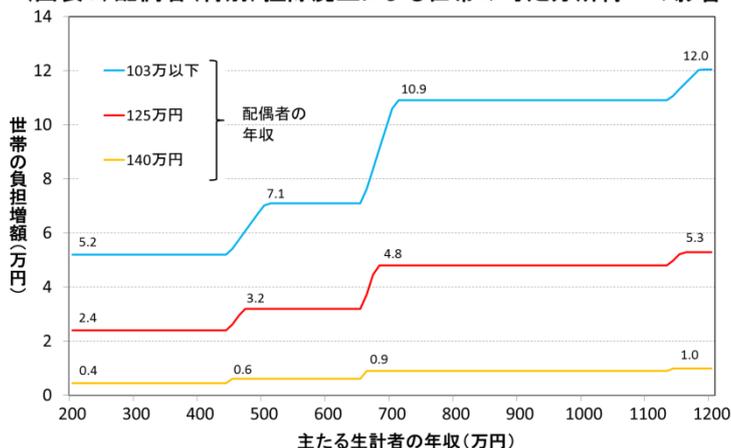
③ 所得制限の単位(世帯/個人の別)

所得制限の対象を「主たる生計者の年収」に据えて試算を行う。

ii) 年収 200～400 万円世帯で配偶者控除廃止に伴う負担増が生じない夫婦控除の水準

配偶者の年収を3つのケースに分け、配偶者控除廃止に伴う世帯の負担増の金額を示したものが、図表8である。3つのケースは、配偶者(特別)控除の控除額が最も多い 38 万円となる①年収 103 万円以下、最も少ない3万円となる②年収 140 万円、その中間の 16 万円となる③125 万円に区分した。控除の廃止により、それを享受してきたどの世帯も負担が増えることには変わりはない。ただ、負担増の多寡で見ると、配偶者控除を受ける①配偶者年収 103 万円未満の負担増加が最も大きく、年収 200～400 万の層では 5.2 万円、年収 1200 万円では 12.0 万円となる。配偶者特別控除を受ける②配偶者年収 125 万円、③同 140 万円世帯の負担増加はより少なくなっている。

(図表8) 配偶者(特別)控除廃止による世帯の可処分所得への影響



3. i) ①の考えに従い、本稿では、夫婦控除の税額控除額を配偶者控除廃止によって主たる生計者の年収 200～400 万円世帯が被る負担増 5.2 万円(所得税 1.9 万円・住民税 3.3 万円)とする⁸。

iii) 配偶者控除廃止と夫婦控除創設による可処分所得への影響に関する試算

以上の前提に基づき、片働き世帯(配偶者年収:0 万円)、共働き世帯(配偶者年収:300 万円)について、主たる生計者の年収ごとの家計の可処分所得に与える影響を試算する。共働き世帯の配偶者控除の年収を

⁸ 所得税率は 5%であり、この税率は納税者の 6 割を占める。

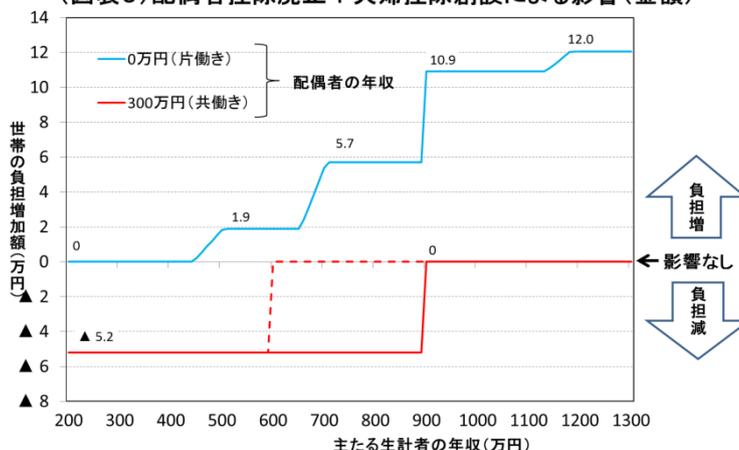
300万円としたのは、既婚女性の給与所得者の所得分布をみると、300万円以下が30歳代、40歳代で79%と大多数を占めるためである⁹。

〈片働き世帯〉

主たる生計者の年収が200～400万円の層では、配偶者控除廃止による負担増と夫婦控除創設による負担減が相殺され、影響を受けない。主たる生計者の年収が450万円を超えてくると、配偶者控除廃止による負担増が上回り、年収1200万円では12.0万円まで増えていく(図表9 青線)。

負担割合は、概ね所得が低くなるほど低下し、主たる生計者の年収900万円近辺で最も大きく(1.2%増)なる(図表10 青線)。

(図表9) 配偶者控除廃止+夫婦控除創設による影響(金額)

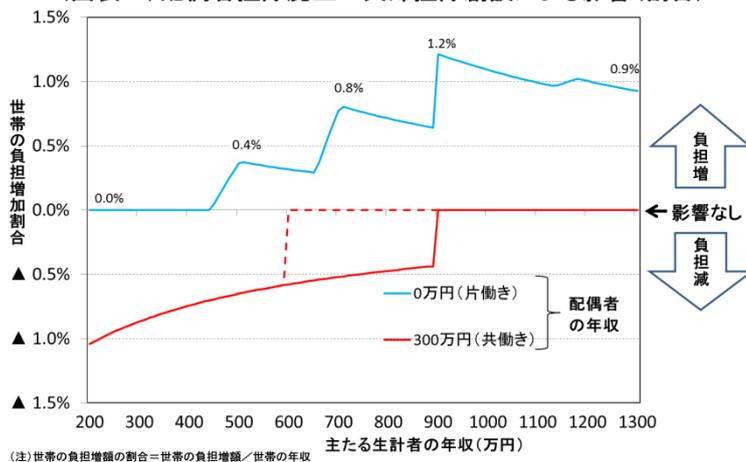


〈共働き世帯〉

従来の配偶者控除では対象ではなかった配偶者年収300万円の共働き世帯は、所得制限である年収900万円以下の世帯であれば、夫婦控除5.2万円分負担が減る。また、年収900万円を超えた世帯は影響を受けない(図表9 赤実線)。

負担割合は、所得が低くなるほど、世帯年収に対して負担減となり、主たる生計者の年収200万円では1%程度の負担減となる(図表10 赤実線)。

(図表10) 配偶者控除廃止+夫婦控除創設による影響(割合)



試算結果でも明らかな通り、夫婦控除創設により、配偶者の収入に係らず控除を受けることができ、配偶者の働き方の選択に対して中立的な税制になろう。特に、負担割合は片働き世帯よりも共働き世帯の方が高く、配偶者の就労を後押しする効果も一定程度期待できる。また、負担割合は、低所得者になるほど減り、格差是正の面からも効果があると考えられる。

一方で、試算では夫婦控除導入には課題も残る。今回の試算では、所得制限の単位を「個人(主たる生計者)」としたが、この前提は共働き世帯の方が有利となる状況を生むことになる。試算の前提となる所得制限(年収900万円)に基づき、主たる生計者と配偶者の年収が、各々、900万円と0万円となる世帯Aと、600万

⁹ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 平成24年版」

円と 300 万円となる世帯Bの二つの世帯を例に挙げよう。世帯Aは、主たる生計者年収で見た場合、所得制限に抵触し夫婦控除適用外となるため、10.9 万円の負担増となる。他方で、世帯Bは夫婦控除の適用となり、5.2 万円の負担減となる。このように、同じ世帯年収であっても 2 者間で 15 万円近い負担の開きが生まれる。

個人単位課税を採用する所得税についても同様のことが言える。前出の世帯を例にとると、

適用される所得税率は、世帯A、世帯B各々20%、8.3%¹⁰となり、住民税も含めた納税額はすでに 34 万円近い差が生じている(図表 11)。

参考に、所得制限の単位を世帯年収 900 万円とするケースを図表 9、10 の赤点線で示した。この場合、主たる生計者の年収だけでは所得制限に達しなかった世帯でも、配偶者の年収によって夫婦控除の適用外となる。これまでも世帯年収ベースで税負担の公平性を図る世帯単位課税がしばしば議論されてきた¹¹が、夫婦控除についても、所得制限を設ける際は、金額だけでなくその対象についても考慮する必要があるだろう。

4—まとめ

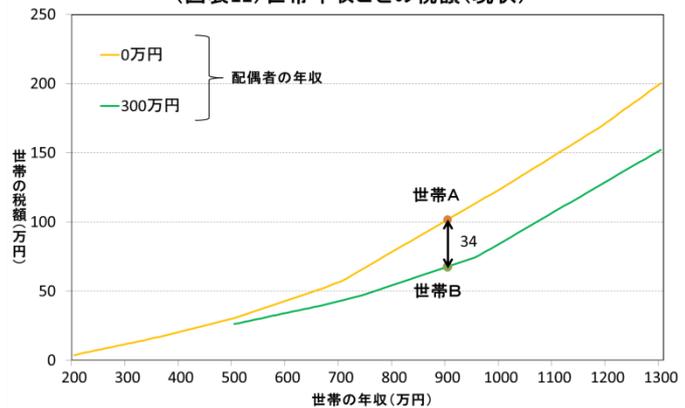
経済税制運営と改革の基本方針 2015(骨太の方針)は、「①夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てができる。②格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す」税制の構造改革を進めると記している。

その本丸と期待された夫婦控除の創設を含む配偶者控除の見直しは再来年度以降に持ち越され、代わりに配偶者控除の年収要件を引き上げる案が浮上している。年収要件の引き上げは、低所得者の配偶者控除適用率向上に貢献しようが、真に女性の就業を後押しする取り組みとしては、まだ道半ばである。

専業主婦を前提とした配偶者控除創設から半世紀経ち、その間、パートタイム同士夫婦や未婚率上昇の一因といわれる若年低所得層の増加等、世帯構造/社会情勢は大きく変化した。その中で、配偶者控除は配偶者の就業調整を生み、社会進出を阻む壁となっている。

働きたい配偶者がもっと自由に働けるようにするためには、前項で述べた社会保険料や配偶者手当の壁の撤廃はもとより、出産・育児・介護・家事の両立や雇用、労働条件の男女格差是正等、様々な取組みが必要であり、配偶者控除見直しだけで直ちにどうこうできるものではない。しかしながら、これをきっかけに、様々な改革の機運が高まるものと期待し、次年度以降の議論再開を待ちたい。

(図表 11) 世帯年収ごとの税額(現状)



¹⁰ 加重平均した値。世帯Aの所得税率は、主たる生計者年収 900 万円 (税率 20%)・配偶者年収 0 万円 (税率 0%) から $(900 \text{ 万円} \times 20\% + 0 \text{ 万円} \times 0\%) \div 900 \text{ 万円} = 20\%$ 。世帯Bの所得税率は、主たる生計者年収 600 万円 (税率 10%)・配偶者年収 300 万円 (税率 5%) から $(600 \text{ 万円} \times 10\% + 300 \text{ 万円} \times 5\%) \div 900 \text{ 万円} = 8.3\%$ 。

¹¹ 政府税調「第一次レポート」では、世帯単位課税は、高額所得者に税制上大きな利益を与える等の問題点があり、個人単位課税を基本とすべきとしている。